

# 都城市立丸野小学校いじめ防止基本方針

平成30年6月改訂  
都城市立丸野小学校

# 都城市立丸野小学校いじめ防止基本方針

都城市立丸野小学校

## はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立丸野小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止や早期発見	3
(2)	いじめへの対処	4
(3)	地域や家庭との連携	4
(4)	関係機関との連携	4
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	5
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	5
3	いじめの防止等に関する措置	5
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	5
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	6
(3)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	7
(4)	加害者や傍観者に対する支援	7
(5)	いじめの解消となる二つの要件	8
4	その他の留意事項	8
(1)	校長のリーダーシップによる対応	8
(2)	道徳教育や人権教育の充実	8
(3)	インターネット上のいじめへの対策	9
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	9
(5)	校内の相談窓口の設置	9
(6)	都城市ならではの取組の充実	10
5	重大事態への対処	10
(1)	重大事態への意味や具体例	10
(2)	重大事態への対処	10
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	10
2	ホームページ等での公開	10
第4	参考資料	
資料1	学校いじめ防止プログラム	11
資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	12
資料3	いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	17
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	18
資料5	いじめに対する措置	19

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、

その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止や早期発見

- ア いじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを、発達段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家

庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

カ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

キ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ク 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

ケ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

## (3) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努めることが大切である。

## (4) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりすることも必要である。

## 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（すこやか委員会）を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、学期に1回程度、児童会との話し合いをもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

#### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

#### (2) 活動

- ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- イ 年間指導計画の作成
- ウ 校内研修会の企画・立案
- エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- オ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- カ 要配慮児童への支援方針決定

### 2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

#### (1) 児童が主体となった活動

- ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
  - 異学年交流会の実施
  - 学級活動での話し合い活動の実施
  - 縦割り清掃活動の実施
  - ボランティア活動の推進
- イ 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
  - 児童会による相談箱の設置
  - 特別活動等における児童同士の相談活動の推進
- ウ いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、児童自身の手で企画実施します。
  - 全校学習会の実施
  - 児童会による学習発表会や運動会など学校行事の企画提示

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) アンケート調査や教育相談の実施

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
  - 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3、4参照

- イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
    - 教育相談週間の設定
    - いじめの相談窓口の周知
  - ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
    - 学校独自のアンケートの実施
    - 県下一斉のアンケートの実施
  - エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
    - 職員会議での情報の共有
    - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
    - 過去のいじめ事例の蓄積
- (2) いじめの発見や通報を受けたときの場合の組織的対応 ※資料5参照
- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
    - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
    - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
    - いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。
    - 特定の教職員で抱え込まず、いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報し、組織的に対応する。
  - イ 情報の共有
    - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
  - ウ 事実関係についての調査
    - 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
    - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告します。
    - 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
    - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
  - エ 解決に向けた指導及び支援
    - 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
    - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有

を図ります。

- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

#### **いじめられた児童とその保護者への支援**

##### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

##### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

#### オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応します。

#### カ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

#### (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を積極的に教育課程に組み入れていくようにします。

#### (4) 加害者や傍観者に対する支援

加害者及び傍観者に対して支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

#### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

##### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面

を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

#### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### (5) いじめの解消となる二つの要件

ア いじめは単に謝罪をもって暗視に解消することはできません。

イ いじめに係る行為が止むんでいること。少なくとも3ヶ月を目安とします。

ウ 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて日常的に注意深く観察します。

#### 4 その他の留意事項

##### (1) 校長のリーダーシップによる対応

丸野小学校において校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめの防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう、必要な指導・助言を行います。

##### (2) 道徳教育や人権教育の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた

道徳教育及び人権教育の充実を図ります。

なお、道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにします。

(3) インターネット上のいじめへの対策

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

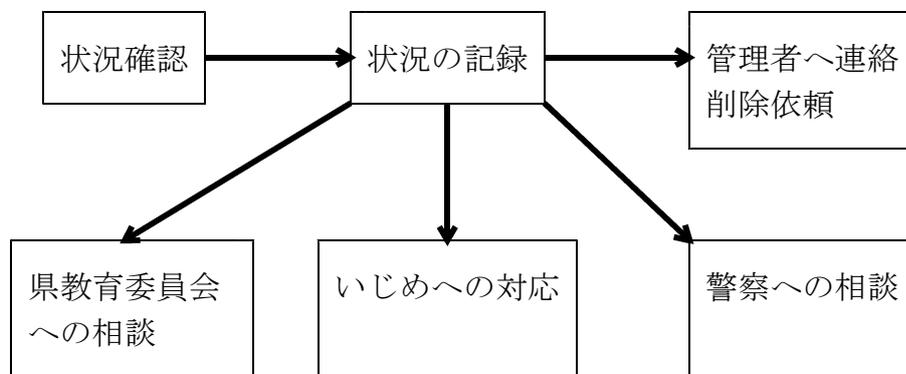
イ ネットいじめの予防

フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。  
(家庭内ルールの作成など)

- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保し、学校の求めに応じて緊急的に派遣する制度の充実を図ります。

(5) 校内の相談窓口の設置

児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を適切に行うことができるように「いじめ相談担当者」を設置し、児童だけでなく、ホームページ等を使

って保護者にも周知するようにします。

(6) 都城市ならではの取組の充実

本校では、毎月「命の大切さを考える日」を設定しています。学校行事や学校の行事と関連し、命の大切さや人権を守ることの大切さ、いじめを許さないことなどを内容とした指導や学習を充実させます。また、志和池地区人権教育研修会へ積極的に参加することで教師自身が人権感覚を高めるようにします。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

いじめ事案が、次の状況にある場合を重大事態とする。

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

ア 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態として認知した場合、直ちに校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

イ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。